



明日を託すこの一票

4月10日(日)は 群馬県議会議員選挙

4月10日(日)は群馬県議会議員選挙の投票日です。
あなたの大切な一票を生かすために、必ず投票しましょう。

問い合わせは 選挙管理委員会事務局 ☎898-6742
入場券については 市民課 ☎898-6106

投票日の投票は
午後7時まで

■選挙の日程

告示日 4月1日(金)
投票日 4月10日(日)

■投票時間・投票所

時間 午前7時～午後7時(三
夜沢赤城神社氏子会館、西大河
原集落センター、大洞区公民館
は午後6時まで)

投票所 市内101カ所

■投票できる人

平成3年4月11日以前に生ま
れた人で、昨年12月31日以前か
ら本市の住民基本台帳に引き続
き記録され、選挙人名簿に登録
されている人。

■転居した人

●市内で住所を移した人
3月18日以降に転居の届出を
した人は、転居前の投票所で投
票することになります。

●市外へ転出した人

投票日まで他市区町村へ転
出した人は投票できません。た
だし、本市の選挙人名簿に登録
されている県内転出者は、市町
村長が発行する「引き続き住所
を有する証明書」か住民票の写
しを提示すれば投票できます。

■代理投票

体が不自由で字を書くことが
できない人は、投票所係員が
記入した票を提出して投票でき
ます。点字投票用紙と点字
器を用意しますので、投票所係
員に申し出てください。

人です。

①身体障害者手帳に、両下肢・
体幹・移動機能の障害が1級か
2級、心臓・じん臓・呼吸器・
ぼうこう・直腸・小腸の障害が
1級か3級、免疫・肝臓の障害
が1級から3級までの記載のあ
る人。

②戦傷病者手帳に、両下肢・体
幹の障害が特別項症から第2項
症まで、心臓・じん臓・呼吸器・
ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の
障害が特別項症から第3項症ま
での記載のある人。

③介護保険被保険者証に、要介
護区分が要介護5の記載のある
人。

また、①から③のいずれかに
該当し、身体障害者手帳に上肢
または視覚の障害程度が1級と
記載のある人や、戦傷病者手帳
に上肢または視覚障害程度が特
別項症から第2項症までの記載
のある人は、代理記載の制度も
あります。

投票用紙の請求期限 4月6日
(水)(必着)

■市外に滞在している人

投票する資格を持ち市外に滞
在中の人は、滞在する市区町村
の選挙管理委員会を通じて、不
在者投票ができます。本市か滞
在する市区町村に問い合わせ

持参してください 投票所入場券

3連の折りたたみ式の圧着ハガキ(シーリングメール)で入場券を
郵送します。1通に4人分の入場券を表示していますので、両面を開
いて、入場券をミシン目に沿って切り離し、投票所へ持参してくだ
さい。有権者が5人以上の世帯へは、複数のハガキが郵送されます。入
場券を紛失した場合は、投票所で再発行しますので、投票所係員に申
し出してください。



できない人は、投票所の係員が
代わって記載し投票できます。
投票の秘密は厳守します。

■点字投票

目の不自由な人は点字で投票
できます。点字投票用紙と点字
器を用意しますので、投票所係
員に申し出てください。

■病院などでの 不在者投票

入院・入所中の
県選挙管理委員会が指定した
市内43カ所の病院、老人・身体

選挙公報は 新聞折り込みで

早めに手続きをしてください。
候補者の氏名、経歴、政見な
どを掲載した選挙公報は、新聞
折り込みで各家庭へ配布。4月
5日(火)の上毛・朝日・毎日・読
売・産経・東京新聞の朝刊に折
り込みます。これ以外の新聞を
購読している家庭や新聞を購読
していない家庭へは郵送します
ので、市選挙管理委員会に連絡

開票結果を公表

開票は、投票日当日の午後8
時10分から市立前橋高体育館で
行います。投票・開票の結果は、
市役所西玄関に掲示。また、県
ホームページで速報します。

投票日に投票に行けないときは 期日前投票所へ

市内16カ所(下表のとおり)に期日前投票所を開設。投票日当日、仕事
や旅行などで投票に行くことができない場合、宣誓書に記入の上、あらか
じめ投票することができます。どの会場でも投票が可能。入場券を持参
し、利用しやすい期日前投票所で投票してください。

期日前投票所		
施設名	期間	時間
市役所(1階市民ロビー)	4月2日(土)～9日(土)	午前8時30分～ 午後8時
大胡・宮城・粕川・富士見支所	4月4日(月)～9日(土)	午前9時～午後8 時
上川淵・下川淵・芳賀・桂萱・東・ 元総社・総社・南橋・清里・永明・ 城南公民館		